

徳島県告示第三百九十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和三年六月四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

合同会社ラシエイド	名称	所在地	指定介護予防サービス事業者	
	徳島市八万町法花谷二八二番地一			
ラシック訪問看護ステーション徳島	名称	所在地	指定介護予防サービス事業を行う事業所	
	徳島市八万町法花谷二八二番地一			
介護予防訪問看護	種類	サービスの	廃止の届出	廃止
令和三年三月十二日	の受理日			
令和三年五月一日	年月日			